退職所得に対する所得割額(村民税・県民税の特別徴収税額)の算出方法

◎退職所得に対する村民税・県民税は、給与所得等に対するものと異なり、所得税と同様に退職手当等を支払ったときに徴収する現年分離 課税とされています。退職所得に対する村民税・県民税の特別徴収税額は、下記の手順に沿って算出してください。

[1] 退職所得控除額の計算……退職所得控除額は、退職者の勤務年数に応じて下記の計算式に当てはめます。

勤務年数	計 算 式
20年以下	40万円×勤務年数=退職所得控除額(80万円に満たない場合は80万円)
20年超	70万円×(勤務年数-20年)+800万円=退職所得控除額
障害退職の場合	上記のいずれかの計算式によって求めた額+100万円=退職所得控除額



〔2〕退職所得額の計算……下記の計算式によって退職所得額を求めます。

(退職手当等の支払額-退職所得控除額)×1/2=退職所得額(千円未満切捨て)



〔3〕特別徴収すべき税額の計算……下記の計算式によって税額を求めます。

HWEST W	×	税率			税	額
退職所得額		村民税 6%	県民税 4%	=	村民税額	県民税額
				5 0 8	(百円未満	切り捨て)